滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた
言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例
逐条解説

令和６年（2024年）５月

目　次

条例制定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

前　文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第１条　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２条　定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第３条　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第４条　県の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

第５条　県民等の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

第６条　啓発および学ぶ機会の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第７条　環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第８条　人材の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第９条　情報の発信等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第１０条　情報通信機器等の利用方法の習得に係る取組・・・・・・・・・・・・１０

第１１条　県民等の取組に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第１２条　調査研究の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第１３条　実施状況の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第１４条　障害者等による啓発等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第１５条　事業者による環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第１６条　学校等の設置者による啓発等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第１７条　財政上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

付則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

条例制定の経緯

平成28年に手話言語条例の制定を求める14,275筆の署名が県に提出されました。その後、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（以下【解説】において「共生社会づくり条例」といいます。）の検討を行う中で、平成30年に滋賀県社会福祉審議会から「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれる」と答申されたことをきっかけに条例の検討が具体的に始まりました。

平成31年から条例検討小委員会、滋賀県障害者施策推進協議会、条例検討専門部会における丁寧な議論を経て、令和５年度に「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」（以下「本条例」といいます。）を制定しました。

（前文）

私たちは、平成31年に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定し、障害を理由とする差別を解消することを誓い、県民の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意した。

他者への共感や様々な人々との連帯および協働は、障害の有無にかかわらず、自分の考えや意見を伝え合い、そして相互に信頼を深め、感情を理解していく中で、生み出されてくるものである。

その意味において、障害者自らが、情報を十分に取得し、取得した情報をもとに意思の決定や意見の表明を行うこと、また、他者との意思疎通を不便なく図ることができる環境を整えることは、障害者が社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加することを促すだけでなく、私たち県民が目指す共生社会をより豊かなものにしていくためにも必要不可欠である。

我が国では、教育の場において読唇と発声を用いた口話法による教育を進めた際に、ろう者の言語である手話の使用が制約されたという過去があり、また、今日においても、障害者の特性に応じた言語その他の手段が数多く存在するにもかかわらず、社会における理解や配慮の不十分さのために、情報の取得や利用、意思疎通の場面で、障害者が困難を感じることが依然としてある。

私たちは、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、能動的に参画できる共生社会の実現に向け、障害者がこれまでに経験し、また今日においても相対する意思疎通等における困難を認識するとともに、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等を促進することを決意し、この条例を制定する。

【解説】

本条例の制定に当たって大切だと考えたことや本条例の目指す社会がどんなものかを述べています。

私たちが目指す共生社会の実現には、全ての県民が、自分の意思で、行動したいと思ったときに行動することができるようにしていくことが大切です。そしてそのためには、自分で情報を得たり、使ったり、コミュニケーションをとったりできることが

必要ですが、今はまだ、多種多様な障害の特性に応じたコミュニケーション方法について、社会の理解や配慮が不十分であるために、障害のある方が不便や困難を感じる場面があります。

過去においては、ろう者[1]である児童に対する教育の場において、口話法[2]という耳で聞いて口で話す訓練をする方法で教育が進められたことに伴い、教育の場においてろう者の言語である手話の使用が制約されたということもありました。

私たちは、よりよい共生社会の実現に向けて、県全体でこういった過去や困難について認識し、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等を促進していくことを決意して、この条例を制定しました。

（目的）

第１条　この条例は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第８号）第24条の規定の趣旨にのっとり、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通ならびに情報の取得および利用（以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。）の促進について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等を促進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例の目的を定めています。

本条例は、「県は、障害の特性に応じた言語（手話を含む。）その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段による意思疎通等の促進のために必要な施策を講ずるものとする。」と規定した共生社会づくり条例第24条の趣旨にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進について基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることで、障害の特性に応じた意思疎通等を促進し、共生社会の実現に寄与することを目的としています。

[1] 聴覚に障害がある者の中で、主な意思疎通手段として手話を用いて日常生活や社会生活をおくる者をいう。

[2] 相手の口の動きを読み取って相手が話す内容を理解し（読唇）、自分が表現したい言葉を発話（音声）で表す訓練を中心とした教育方法。聴覚障害者も音声による言語を獲得することが良しとされ、この獲得を目的として行われた。1880年（明治13年）に開かれた国際会議（ミラノ会議）で、ろう者である児童への教育において口話法を優先することが決議され、1933年（昭和８年）に開かれた全国盲唖学校長会議で、鳩山一郎文部大臣がろう者である児童への口話法による教育を推奨する旨の訓示を述べ、全国的に口話法中心の教育が行われた。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害の特性に応じた言語その他の手段　手話、筆談、点字、拡大文字、手書き文字（手のひらに指先等で文字を書き伝える方法をいう。）、触手話、指点字、平易な言葉、実物または絵図の提示または手渡し、身振り、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、代読、代筆、盲ろう者向け通訳、字幕、代用音声（咽頭摘出により失われた発声機能に代えて器具等により音声を発する方法をいう。）、文字盤、重度障害者用意思伝達装置（指先、眼球等の動きで機器を操作することにより文字または音声で意思を伝達する装置をいう。）その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段をいう。

(2) 障害者　滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第２条第１号に規定する障害者をいう。

【解説】

本条例で用いている言葉の意味を定めています。

１　(1)（第１号）「障害の特性に応じた言語その他の手段」について

言語を含む多種多様な、意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段を「障害の特性に応じた言語その他の手段」と定めています。その種類の多様性を伝えるために例を多く挙げています。

・　本条例における「手話」は、ろう者が日常的に用いるもので、手指の動きや表情等を使って、視覚的に表現する言語です。日本語（音声言語）と異なる言語体系を有しており、日本語をそのまま置き換えたものではないため、手話でやりとりができる方でも、日本語を筆記する「筆談」は難しいという場合があります。

障害者権利条約や障害者基本法において、手話は言語であることが明らかにされています。

・　「指文字」は、50音の一文字一文字を（片手の）手指の形で表す方法です。手話にない単語などを表すときなどに用いられます。

・　「筆談」は、相互に文字を書いて意思を伝えあうことをいいます。

・　「点字」は、縦３点、横２点の六つの凸点の組み合わせで文字を表すものです。

・　「拡大文字」は、弱視の方が読めるよう、大きく拡大した文字です。

・　「手書き文字」は、手のひらに指先等で文字を書き伝える手段で、「手のひら書き」ともいいます。主に盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害がある方）とのやりとりで用います。

・　「触手話」は、手話を目で読み取るのではなく、手話をする相手の手に触れることで読み取るものです。手話がわかる盲ろう者とのやりとりで用います。

・　「指点字」は、相手の両手の人差し指、中指、薬指の６本の指を点字タイプライターのキーに見立てて、指を上から重ねてタッチすることで言葉を伝える方法です。主に点字がわかる盲ろう者とのやりとりで用います。

・　「平易な言葉」は、知的障害者や発達障害者等との間で、難しい表現を避け、や

さしくてわかりやすい言葉によるコミュニケーションを行うことを指します。

・　「実物または絵図の提示または手渡し」は、実物を示したり、写真や絵カードを見せたり手渡したりすることで、知的障害者や発達障害者等が自発的に意思表示を行うこと、および知的障害者や発達障害者等に理解を促すことをいいます。線画で表現したものをシンボルとして使用するマカトン法（マカトンシンボル）、絵カードを提示・手渡しすることでコミュニケーションを行う絵カード交換式コミュニケーションシステム（ＰＥＣＳ（ペクス））などがあります。

・　「身振り」は、知的障害者等と動作等によるコミュニケーションを行うことを指します。手指による動作表現をサインとして相互に使用するマカトン法（マカトンサイン）と呼ばれる方法などがあります。

・　「手話通訳」は、主に日本語と手話の通訳を行うことをいい、「手話通訳」を行う人を手話通訳者といいます。

・　「要約筆記」とは、話し手が話す内容を要約し、ノートやパソコン等で文字として伝えることをいい、「要約筆記」を行う人を要約筆記者といいます。

・　「点訳」、「音訳」は、視覚障害者等のため、文字を点字に訳したり、書籍などに書かれた文字情報を音声で伝えたりする方法をいいます。

・　本条例における「代読」、「代筆」は、文字を代わりに読み上げたり、書いたりする方法を指します。

・　「盲ろう者向け通訳」は、盲ろう者とのコミュニケーションにおいて、触手話等を用いて通訳を行う方法をいいます。

・　本条例における「字幕」は、聴覚障害等のため、映像と一緒に流れる音声を聞いての情報取得には困難がある方が利用する技術をいいます。

・　「代用音声」は、声に代わる音声を用いたコミュニケーション手段をいいます。
　頭頸部がん治療のための喉頭摘出による声帯切除等により発声できない場合に用いるもので、その方法としては、人工的な器具を使用せず、食道に空気を取り込んで音声を発する「食道発声」、機器を首や頬に押し当てて音声を発する「電気式人口咽頭」、手術で器官と食道をつなぐ連絡路（シャント）を作り音声を発する「シャント発声」、笛を用いて音声を発する「笛式人工喉頭」の４つが代表的です。

・　「文字盤」は、紙や薄い板に文字等が書かれたものを用いるコミュニケーション手段で、難病患者等が用います。
　やりとりをする双方が同じ方向から盤を見て、指や視線で文字等を指し示して伝えるタイプのものや、透明のアクリル板などを使って、一方がおもて面を見て指や視線で文字等を指し示し、他方はうら面からそれを読み取る「透明文字盤」等があります。

・　「重度障害者用意思伝達装置」は、指先や眼球のわずかな動きを利用して機器を操作し、文字や音声で意思を伝達する用具をいいます。

　障害の特性は多種多様であるため、それらに応じた手段はここに例示したものが全てではなく、また、今後も新たな手段が誕生すると考えられます。
　本条項に例示した以外の手段、例えば、肢体不自由者や難病患者が、文字盤などを

使用できない状況で用いる「口文字(くちもじ)」[3]などの手段もこの条例の対象です。

２　(2)（第２号）について

共生社会づくり条例第２条第１号は、「障害者」の定義を以下のとおり定めています。

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

この定義は、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア（「社会的障壁」という言い方をします。）によって生じるものであるという「障害の社会モデル」の考え方に基づいています。

本条例が対象とする「障害者」は、障害者手帳の所持者に限られるものでありません。また、18歳未満の障害児も対象としています。

なお、共生社会づくり条例の定義は、障害者基本法第２条第１号における「障害者」の定義[4]を基本としています。

（基本理念）

第３条　障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者が自らの意思によって行う障害の特性に応じた言語その他の手段による意思の表示が重要であるとの認識の下に、行われなければならない。

２　障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、手話は独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな日常生活および社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であることについての理解が深まるよう、行われなければならない。

３　障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者でない者による円滑な意思疎通ならびに情報の十分な取得および利用にも資するものであるとの認識の下に、行われなければならない。

---

[3] 口の形と、まばたきなど本人が行いやすい合図によって表現される文字を読み取っていくコミュニケーション手段。文字盤や情報通信機器等がなくてもコミュニケーションを行うことができるため、停電時でも利用できるというメリットがある。

[4] 障害者基本法における「障害者」の定義は以下のとおり。なお、障害者基本法と共生社会づくり条例の「障害者」の範囲は同じであるが、法律の定義をさらに明確化するため、「難病に起因する障害」「または断続的に」という文言を付け加えている。

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【解説】
障害の特性に応じた意思疎通等を促進する上での基本的な考え方を定めたものです。

1　第１項について

本人が、本人の意思によって発信していることやその内容が重要であることを認識して、障害の特性に応じた意思疎通等を促進しなければならないことを規定しています。

このことに反する例として、絵カードの提示や交換で意思疎通を図る方が、相手に絵カードを提示して意思表示をしたところ、相手がそれを受け入れなかったという事例や、手話通訳を介して話しているときに、相手が本人ではなく通訳の方を見て返答するといった事例があります。自身にとって見慣れない方法であったり、通訳を介して話す場合でも、本人が用いる手段による意思表示を尊重することが大切です。

2　第２項について

手話は、単なる意思疎通手段ではなく、日本語や英語などと同様に独自の言語体系を有する言語であること、また、ろう者の間で自然に発生し、日常生活や社会生活を送る中で育まれ、受け継がれてきた、ろう者の独自の文化です。

手話は日本語をそのまま表現しているものではないという点が、多くの意思疎通手段とは異なっており、手話についてはこの点を認識し、理解しておくことが大切です。

3　第３項について

障害の特性に応じた意思疎通等を促進することは、障害者でない者にとっても円滑な意思疎通や情報の取得、利用にも役立つものであることを認識することが大切です。

（例）・　字幕が普及すると、音のみでなく字でも情報を確認することができる。
・　手話が普及し、通訳者や手話がわかる人が増えると、ろう者と会話できる機会が増える。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。）第４条第３項[5]にも国および地方公共団体の責務として同様の規定が置かれていますが、県が改めてそのことを認識し、同時に県民の方にも知っていただくため本条例においても基本理念として定めることとしました。

---

[5] 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第４条第３項は以下のとおり。
（国及び地方公共団体の責務）
第四条
3　国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。

（県の責務）
第４条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。
２　県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等（県民、障害者関係団体その他の関係者および事業者をいう。以下同じ。）と連携し、および協力するものとする。

【解説】
本条例における一般的な県の責務を定めたものです。
１　第１項について
「施策を総合的に策定し、および実施する」とは、特定の障害の特性のみに関する施策や、障害の特性を考慮しない一律の施策ではなく、障害の特性に応じた言語その他の手段それぞれの現状と課題を認識し、障害者全ての障害の特性に応じた意思疎通等が促進されるよう施策を策定し、実施することを指します。

２　第２項について
県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の策定や実施に当たっては、県以外の者とも連携することを定めています。

（県民等の責務）
第５条　県民等は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策に協力しなければならない。

【解説】
本条例における県民等の責務について定めたものです。
県民等の責務は、第３条に定める基本理念にのっとって、障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることと、県の施策に協力することです。
「障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解」というのは、障害の特性に応じた言語その他の手段が様々であることのみならず、それらの背景、それらの手段を使われる方の特性等についての理解なども広く含んでいます。
「障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解」は、第６条、第14条、第16条にも出てきますが、全て同じ意味で用いています。

（啓発および学ぶ機会の確保）
第６条　県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保を行うものとする。

【解説】
第６条から第 12 条までは、第４条で定めた県の責務の内容を具体的に定めています。
本条においては、県が、県民等に対して障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めるための啓発や、学ぶ機会の確保を行うことを定めています。

（環境の整備）
第７条　県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者を派遣する体制の整備、障害の特性に応じた意思疎通等に関する相談に応ずる拠点の設置その他の必要な環境の整備を行うものとする。

【解説】
県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう、県は、必要な環境の整備を行うことを定めたものです。

（人材の確保等）
第８条　県は、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者の確保、養成および資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】
県が、意思疎通支援者の確保、養成等の取組を行うことを定めたものです。

（情報の発信等）
第９条　県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。
２　県は、障害者が災害その他非常の事態において、障害の特性に応じた言語その他の手段を利用して必要な情報を取得することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】
県が行う情報発信の際に努めるべきことを定めたものです。
１　第１項について
県は、県政情報の発信の際には、画一的な手段のみで行うのではなく、できるだ

け様々な手段で情報を取得されうるような発信手段をとるよう努めることとしています。

2　第２項について
　県は、非常の事態において県民が必要な情報を取得できるよう、必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

（情報通信機器等の利用方法の習得に係る取組）
第10条　県は、障害者および障害者関係団体その他の関係者が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器および情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行うとともに、これらの取組を行う県以外の者に対して機器の貸出、講師の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】
　ＩＣＴ技術の発展と普及に伴い、次々と障害者のコミュニケーションをサポートする機器や機能が登場しており、これからは、障害者向けの特別な機器でなくとも、多くの人が持っている情報通信機器等を利用することで、意思疎通や情報の取得、利用がより円滑に、簡単に行うことができるようになっていくことが期待されています。
　そこで、障害のある方等が、意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器等やアプリ等の利用方法を習得することができるよう、県は講習会等の実施や相談への対応など必要な取組を行うことを定めるとともに、県以外の者がこれらの取組を行う際にも機器の貸出等必要な支援を行うことを定めたものです。
　なお、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第11条第２項[6]にも同趣旨の規定があり、障害者の意思疎通や情報の取得、利用において、情報通信機器等が果たす役割が年々高まっていることに鑑み、本条例においても規定を設けることとしました。

6 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第11条第２項は以下のとおり。
（障害者による情報取得等に資する機器等）
第十一条
２　国及び地方公共団体は、障害者等（※）が障害者による情報取得等に資する機器などの利用方法を習得することができるようにするため、障害者による情報取得等に資する機器等の利用に関し、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談への対応その他の必要な取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
※　同法に言う「障害者等」は「障害者又はその介助を行う者」（同法第11条第１項）であるが、本条例の「障害者等」は「障害者、障害者の支援者および障害者関係団体」（第６条第１項）であり、本条例のほうが対象者の範囲が広い。

（県民等の取組に対する支援）
第11条　県は、県民等が行う障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発、これらを学ぶ機会の確保その他の障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する取組に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】
県は、県民等が行う障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発等の取組に対し、情報の提供等必要な支援を行うことを定めたものです。
なお、「県民等」には、事業者や学校等の設置者が含まれ、事業者が第15条の規定に基づいて行う取組や、学校等の設置者が第16条の規定に基づいて行う取組も本条にいう取組に含まれます。

（調査研究の推進等）
第12条　県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進のために必要な調査および研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

【解説】
県が、障害の特性に応じた意思疎通等の促進のために必要な調査および研究を推進し、その成果の普及に努めることを定めています。

（実施状況の報告等）
第13条　知事は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度、当該施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その意見を聴くものとする。

【解説】
障害者が円滑な意思疎通等を行うことができる社会を早期に実現するためには、施策の計画的な推進が必要であることから、毎年度、施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会[7]に報告し、様々な立場から意見を聴くことを定めるものです。

---

7 県では、障害者基本法第36条第１項に定める「審議会その他の合議制の機関」として「滋賀県障害者施策推進協議会」を設置している。現在、協議会の委員は20名で、障害者関係団体や医療従事者、経済団体、学識経験者など、様々な属性の委員で構成されている。
障害者基本法第36条第１項は以下のとおり。
（都道府県等における合議制の機関）
第三十六条　都道府県（略）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。
一　都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
二　当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
三　当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

（障害者等による啓発等）

第14条　障害者および障害者関係団体その他の関係者は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、それぞれの立場において、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発に努めなければならない。

２　障害者関係団体その他の関係者は、それぞれの立場において、県民等が障害の特性に応じた言語その他の手段を利用することができるよう障害の特性に応じた言語その他の手段を学ぶ機会の確保に努めるとともに、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう環境の整備に努めなければならない。

【解説】

意思疎通や情報の取得、利用について困難を感じている本人とその支援者である関係団体その他の関係者が、自ら県民等に対する啓発等に取り組むことを期待するものです。

１　第１項について

障害者および障害者関係団体その他の関係者は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発に努めることを定めています。

２　第２項について

障害者関係団体その他の関係者は、第１項に定める啓発以外にも、県民等が障害の特性に応じた言語その他の手段を学ぶ機会の確保に努めること、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう環境の整備に努めることを定めています。

（事業者による環境の整備）

第15条　事業者は、次に掲げる場合において、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるための合理的配慮（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第２条第４号に規定する合理的配慮をいう。）を的確に行うため、従業員に対する研修の実施その他の環境の整備に努めなければならない。

(1) 障害者に対し商品を販売するとき。

(2) 障害者に対し医療、保健、福祉、文化芸術活動、スポーツ等に係るサービスを提供するとき。

(3) 障害者を雇用するとき。

【解説】

事業者が、意思疎通等に係る合理的配慮の提供が必要となったときに備え、合理的配慮を的確に行うために、従業員に対する研修その他の環境の整備に努めることを定めています。事業者として意思疎通等に関する合理的配慮の提供が必要になると想定される場面を各号に規定しています。

（学校等の設置者による啓発等）

第16条　学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第１項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第１項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および乳幼児（以下この条において「学生等」という。）に対し、当該学校等の学生等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保に努めなければならない。

２　学校等の設置者は、当該学校等の学生等およびその保護者からの当該学校等における障害の特性に応じた言語その他の手段の利用に関する相談に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備に努めなければならない。

３　学校等の設置者は、当該学校等の職員の障害の特性に応じた言語その他の手段に関する知識および技能の向上のため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

学校等の設置者に取り組んでいただきたいことを定めています。

１　第１項について

学校等の設置者は、学校等の学生等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、学生等への啓発や学ぶ機会の確保に努めることを定めています。

２　第２項について

学校等の設置者は、その学校等の学生等やその保護者から、その学校において障害の特性に応じた言語その他の手段の利用に関する相談があった場合に備えて、必要な相談体制の整備に努めることを定めています。

３　第３項について

学校等の設置者は、その学校等の職員の、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する知識の向上等のため、研修等必要な措置を講ずるよう努めることを定めています。

（財政上の措置）
第17条　県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】
県は、施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努めることについて定めています。

（付則）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（検討）
2　知事は、この条例の施行後３年を目途として、この条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
3　前項の検討に当たっては、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとする。
（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部改正）
4　滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を次のように改正する。
（省略）

【解説】
条例の施行期日等を定めています。

1　第１項について
本条例は公布の日（令和５年 12 月28日）から施行されました。

2　第２項について
県は、本条例の施行後３年を目途として、本条例に基づく取組の成果や課題、国の法制度の整備[8]の動向等を勘案し、本条例とは別に手話言語条例を制定するかを含め、広く本条例について検討を行い、本条例に関する施策の一層の充実を図ります。

3　第３項について
第２項の検討においては、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くこととしています。

---

[8] 令和４年に制定された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に対する付帯決議（政府が法律を執行するに当たっての留意事項。参議院ＨＰより）に以下のように盛り込まれた。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

（一から四まで　省略）

五　本法同様に四十七全都道府県と千七百四十一全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。